

会 議 録

会 議 の 名 称	令和2年度第1回所沢市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和2年7月29日(水) 午後1時30分～2時35分
開 催 場 所	所沢市役所 低層棟3階 全員協議会室
出席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)
欠席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)
説明者の職・氏名	
報 告 事 項	
議 題	1. 令和元年度所沢市国民健康保険特別会計決算の概要について・非公開 2. 所沢市国民健康保険条例の一部改正について(報告)・公開 3. 所沢市国民健康保険税条例の一部改正について(報告)・公開 4. その他・公開
会 議 資 料	資料1 令和元年度 所沢市国民健康保険特別会計決算(案) 資料2 国民健康保険特別会計収支状況 資料3 国民健康保険 被保険者数(年間平均)・保険給付費 ・国民健康保険税の推移 資料4 令和元年度 所沢市国民健康保険特別会計剰余金の扱いについて 資料5 赤字削減・解消計画実施状況について 資料6 新型コロナウイルス感染症に係る所沢市国民健康保険傷病手当金の支給について 資料7 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設 参 考 赤字解消計画について
担当部課名等	健 康 推 進 部 長 須 田 浩 美 健 康 推 進 部 次 長 前 田 広 子 保 健 セ ン タ ー 長 越 智 三 奈 子 収 税 担 当 参 事 関 口 裕 教 国 民 健 康 保 険 課 長 新 井 浩 巖 国 民 健 康 保 険 課 副 主 幹 石 川 純 也 国 民 健 康 保 険 課 主 査 敦 賀 直 幸 国 民 健 康 保 険 課 主 査 粉 川 亮 介 国 民 健 康 保 険 課 主 任 今 井 江 美
	健康推進部国民健康保険課 電話 2998-9131

発 言 者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
司 会	開会
部 長	〈委員変更に伴う委嘱状交付〉
会 長	開会の挨拶
司 会	<p>「所沢市国民健康保険に関する規則」第 4 条第 3 項に基づき会議が成立している旨報告（委員 21 名中 19 名出席）。</p> <p>続きまして、お手元の資料のご確認をお願いします。</p> <p>事前に送付しました資料の他に、全部で 2 枚の用紙と、冊子が 3 部ございます。</p> <p>1 点目、本日の席次表が 1 枚 2 点目、運営協議会委員名簿が 1 枚 3 点目、国民健康保険の概要が 1 部 4 点目、埼玉の国保 4 月号と 6 月号がそれぞれ 1 部の計 2 部 よろしいでしょうか。</p> <p>また事前送付いたしました、「次第」と「資料 1～資料 7 と参考資料」はお持ちでしょうか。お持ちでなければ、ご用意しておりますのでお申し付け下さい。</p> <p>それでは、次第に則って進めてまいります。これからの議事の進行につきましては、「所沢市国民健康保険に関する規則」第 4 条第 1 項によりまして会長をお願いしたいと存じます。</p> <p>本橋会長よろしく願いいたします。</p>
議 長	それでは議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。議事に入る前に、事務局から何か説明があればお願いします。
司 会	<p>それでは議事に入ります前に、「所沢市の会議の公開に関する指針」に基づきまして、本日の会議内容につきましては、議題 1. 令和元年度所沢市国民健康保険特別会計決算の概要については、令和 2 年第 3 回（9 月）定例会の審議に諮るもので未確定の状況にあるため、非公開となっております。</p> <p>なお、議題 2. 所沢市国民健康保険条例の一部改正について（報告）以降については公開としております。</p> <p>ご了承いただきたいと存じます。</p> <p>次に、会議録の記録、確定につきましては、これまでと同様、会議</p>

<p>司 会</p>	<p>録は要約方式とし、発言者の委員名については「委員」とだけ記載いたします。</p> <p>また、会議録の確定につきましては、会長にご承認いただき署名確定する方法でよろしいでしょうか。</p> <p>ご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、ただいま事務局より会議の公開等について説明がありましたが、いかがでしょうか。</p> <p>説明のとおりでよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議なし」の声がありましたので、そのように決定させていただきます。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題 1. 「令和元年度所沢市国民健康保険特別会計決算の概要について」(非公開)</p> <p>それでは、議題 2 となりますが、傍聴人の方がおられるかどうか確認をお願いします。</p> <p>〔傍聴人なし〕</p> <p>傍聴者はおりませんので、このまま議事を進めさせていただきます。</p> <p>議題 2. 所沢市国民健康保険条例の一部改正(報告)について、事務局より説明をお願いします。</p>

事 務 局	<p>それでは、議題 2. 所沢市国民健康保険条例の一部改正について、ご説明いたします。資料 6 をご参照ください。</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、国内で感染が拡大しつつあり、感染拡大をできるだけ防止するためには、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備することが重要となっております。</p> <p>こうしたことから、国が特定の措置として、保険者が傷病手当金を支給する場合に財政的支援（補助率 10/10）を行うこととされたことを受け、本市においても傷病手当金を支給することいたしました。</p> <p>早期に整備の必要があったことから、先の 6 月定例会において、国民健康保険条例の一部について所要の改正を行い、併せて予算について、歳入・特別交付金 19,998,000 円、歳出・傷病手当金 19,998,000 円の補正を行わせていただいたものでございます。</p> <p>支給につきましては、国民健康保険の加入者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、その療養のために労務に服することができず、給与等の全部または一部の支払いを受けることができない場合、傷病手当を支給します。条件・支給対象等につきましては資料にございます条件をすべて満たす方となります。</p> <p>なお、現在のところ申請については 1 件となっております。</p> <p>資料 6. 新型コロナウイルス感染症に係る所沢市国民健康保険傷病手当金の支給についての説明は以上となります。</p>
議 長	<p>ただいま説明のありました内容につきまして、ご意見・ご質問等がありましたら挙手願います。</p>
委 員	<p>支給対象者についてですが、国民健康保険に加入しつつ勤務先から給与の支払いを受けている方とありますが、自営業者は対象外ということですか。勤務先から給与の支払いを受けているということは、通常、勤務先が会社である場合は社会保険に加入されていると思います。具体的にどのような方が対象となるのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>対象となる方は、被用者、どちらかへお勤めで給与の支払いを受けている方となります。委員ご指摘のとおり、国民健康保険の場合、会社にお勤めでない方のほうが多いと考えられますが、例えば自営業の方でも、その家族に対して給与が支払われているような場合であれば、給与を受けている家族は対象となってきます。しかしながら、国民健康保険加入者で該当となる方は、かなり少ないのではないかと考えております。</p>

議 長	<p>他にご意見等ございますか。 (意見なし)</p> <p>ないようですので、皆様の了解を得たものとして次に進めさせていただきます。</p> <p>続きまして、議題 3. 所沢市国民健康保険税条例の一部改正(報告)について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議題 3. 所沢市国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明いたします。資料 7 をご参照ください。</p> <p>地方税法及び租税特別措置法におきまして低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が創設され、令和 2 年度当初課税分から所得の算定に適用する必要がございましたので、6 月定例会におきまして国民健康保険税条例の一部を改正させていただきました。</p> <p>低未利用地等とは、長期間利用されていない空き地や空き家などの「未利用地」や周辺地域の利用状況に比べ利用の程度が低い資材置場や青空駐車場などの「低利用地」のことを言い、低未利用地は近年急激な増加傾向にあり、今後もより一層増加することが懸念されております。</p> <p>こうした土地は、適切な利用・管理がなされないことで、治安、景観等の悪化だけでなく周辺地価の下落誘発等、経済面でも負の影響を及ぼすことにつながることから、利・活用の促進、増加の抑制を図ることを目的として、長期譲渡所得の特別控除が設けられることとなりました。</p> <p>改正の内容につきましては、個人が都市計画区域内にある低未利用土地等を譲渡した場合において、長期譲渡所得の金額から 100 万円を上限として控除できるようになったものでございます。</p> <p>なお、適用要件につきましては、資料にございます 4 つの要件の通りでございます。適用期限は、令和 2 年 7 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの間の譲渡について適用されます。</p> <p>資料 7. 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除についての説明につきましては以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま説明のありました内容につきまして、ご意見・ご質問等がありましたら挙手願います。</p>
委 員	<p>先ほど、議題 2 のところで傷病手当金を支給するとのお話がありました。新型コロナウイルス感染症の影響により所得が少なくなった人に対して、保険税に関しては何か措置はないのですか。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>新型コロナウイルス感染症により前年度に比べ所得が下がった被保険者に対しては、国民健康保険税の減免の制度がございます。</p> <p>これは、国が、一定程度収入が下がった方等に対し国民健康保険税を減免した市町村へ財政支援を行なうとされたことを受け、本市においても実施しているものでございます。今回の減免実施に伴う、減収分については、国や県からの補助金等で全額、補填されることとなります。</p> <p>減免制度の対象世帯につきましては、主たる生計維持者について要件が 3 つございます。①今年の 1 月から 12 月までの事業等の収入見込みが前年（令和元年）の収入の 3 割以上減となる見込みの世帯、②前年の所得が 1,000 万円以下の世帯、③減少が見込まれる収入のほかに、それ以外の前年の所得の合計が 400 万円以下の世帯で、これら 3 つの要件を全て満たす世帯に対し減免を行なうものでございます。</p> <p>また、減免される額につきましては、世帯の国保被保険者全員の所得に占める生計維持者の減少が見込まれる所得の割合や生計維持者の前年の所得状況で決まってきます。</p> <p>なお、算定方法などにつきましては、市のホームページにも掲載しております。また、7 月に発送した当初課税の納付書の中にチラシを入れてお知らせするとともに、広報 6 月号で広くお知らせをしております。6 月からすでにお問い合わせをいただいている状況でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に、委員の皆様からご意見・ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>（意見なし）</p> <p>ちなみに、減免申請は現在のところ何名くらいの方から来ているのでしょうか。もし、わかるようでしたらお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>現在のところ、300 件ほどの申請をいただいております。8 月の更正に間に合うように処理を進めている状況でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に、委員の皆様からご意見・ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>（意見なし）</p> <p>それでは、議題 3 につきましては以上といたしまして、皆様にご了承のほどお願いいたします。</p> <p>（委員同意）</p> <p>それでは、続きまして議題 4. その他となります。</p> <p>事務局より、説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議題 4. その他ですが、まず、今年度の本協議会の日程等をお伝えさせていただきます。</p> <p>次回第 2 回の協議会を、8 月 12 日（水）に、本日と同じ全員協議会室で行わせていただきます。</p> <p>なお、今年度も国民健康保険税賦課限度額の改定を検討していきたいと考えておりますので、第 2 回では市長より諮問させていただき、その後、皆様にご審議いただく予定です。</p> <p>そして、10 月には 2 回の開催を予定しております。第 3 回は、第 2 回からの継続案件として、賦課限度額の審議を行なっていただき、第 4 回では諮問に対する答申をしていただく予定です。</p> <p>最後に、第 5 回を令和 3 年 2 月に実施し、今年度は全部で 5 回となる見込みであります。よろしくお願いいいたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
議長	<p>さて、これにて全ての議事が終了となりましたが、委員の皆様から何かご意見等ありますか。</p> <p>（意見なし）</p> <p>それでは、これにて全ての議題は終了となりましたので、議長の職を解かせていただきます。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
司会	<p>本橋会長におかれましては、長時間に渡り議長をお務めいただきましてありがとうございました。</p> <p>最後に、閉会のことばを高杉職務代理よりお願いいいたします。</p>
職務代理	<p>閉会の挨拶</p>
司会	<p>それでは以上をもちまして、国民健康保険運営協議会を終了とさせていただきます。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>
会長署名	